

## 平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事による BELS 評価料金の減免について

株式会社確認検査機構プラン 2 1

平成 29 年 8 月 1 日

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会が実施する「平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業」の補助を受けて、当機関が BELS 取得申請事業者に対して評価料の減免をおこないます。

### 1. 評価料の減免対象審査業務について

① 建築物省エネルギー性能表示制度に基づく BELS 評価

### 2. 減免対象期間

平成 29 年 8 月 1 日（火）から平成 30 年 1 月 31 日（水）までに申請受付がされ、かつ、平成 30 年 2 月 15 日（木）までに評価書を交付した建築物（ただし、補助事業の補助金額が限度額に達した時点で、評価料の減免措置を終了いたします。）

### 3. 減免額の対象とならない建築物及びその他関連料金

① 住宅版 BELS の評価申請以外の審査業務

② 当社の業務範囲外の評価または審査業務

③ 評価料に対して、本事業とは別に他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。以下同じ。）を受けているもの又は受ける見込みのあるもの

④ BELS 評価の取得を要件としている国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるもの

< BELS 評価等の取得を要件としている補助事業の例 >

- ・ 既存建築物省エネ化推進事業
- ・ 地域型住宅グリーン化事業
- ・ サステナブル建築物等先導事業
- ・ 省エネルギー投資促進に向けた支援事業
- ・ 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業
- ・ 業務用施設等における省CO2促進事業
- ・ 賃貸住宅における省CO2促進モデル事業

⑤ BELS 評価書の変更申請に係る費用

⑥ BELS 評価書等の再交付及び BELS プレートの交付に係る費用

⑦ 消費税及び地方消費税

#### 4. 減免額について

①BELS評価申請で当社の評価料金（税別）から、下記の表-1 の減免の上限額を減じた額を評価料金（消費税を別途加算）といたします。

（表-1 の額は評価料金ではありません。）

②当社本店に限り、同じ申請者当たり各5件を上限とします。（同一住棟内にある住戸の申請は、複数住戸に対する評価であっても1件とみなします。）

③元の料金から減免額を差し引いた評価料には、消費税を加算いたします。

④申請に当たっては、申請書類（申請書、図書等）に加えて、減免額の対象である建築物であることを示す覚書（様式13）に記入及び捺印をして提出してください。

⑤申請後に申請者のご都合により、評価書等の交付にいたらない場合は、減免の対象とはならず、正規の評価料金をお支払いしていただくことになります。

又、同様の事由により減免対象期間を過ぎてしまった場合も、減免の対象とはならないので、正規の評価料金をお支払いしていただくことになります。

【表-1 減免額の上限】

建物形式	区分	単独申請の場合	併願申請の場合
一戸建て		27,000円	9,000円
共同住宅 (住戸のみの評価)	基本料金	55,000円	27,500円
	戸当たり料金	3,500円	1,700円

註) 併願申請とは、BELSの評価申請を、設計住宅性能評価、長期優良住宅認定及び低炭素建築物認定に係る技術的審査等の申請と併せて行うことを言う。

註) 改修前後の評価を行う場合の上限は、表-1の額の1.5倍の額とする。

註) 共同住宅で当社は「建物全体の評価」は行っていません。

註) 非住宅及び非住宅を含む複合建築物の評価は行っていません。

註) 元の料金が表-1の減免額の上限に満たない場合は、元の料金が上限額となります。

お問い合わせ : 櫃原本店確認審査課評価グループ 電話 0744-20-2005 まで。